平成26年12月10日総務委員会資料

総務部人事課

議案第164号「飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定」について

1　本年度の人事院勧告（H26.8.7）の内容

(1) 26年度の給与改定【H26.4.1から遡及適用】

ア　俸給表の改定
・行政職俸給表(一)　改定率　平均0.3%、若年層に重点を置いて改定
　　初任給　１級の初任給を2,000円引上げ
・その他の俸給表　　行政職(一)との均衡を基本に改定
イ　通勤手当
・交通用具使用者の通勤手当　距離区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ
ウ　期末・勤勉手当
・支給月数の引上げ　3.95月分→4.10月分（引上げ分は勤勉手当へ配分）
エ　寒冷地手当
・支給地域の改定　**⇒飯田市は該当しない**

(2) 給与制度の総合見直し【H27.4.1施行、H30.4.1完全実施】

ア　地域間の給与配分、世代間の給与配分の見直し
(ｱ) 俸給表等の見直し
・行政職俸給表(一)　平均△２％（１～２級は引下げなし。３級以上の高位号俸は最大△４％）
・その他の俸給表　　行政職(一)との均衡を基本に引下げ（医(一)は引下げなし）
・55歳超職員の1.5%減額措置の廃止
(ｲ) 地域手当の見直し
・支給率の上限　16%→20%　**⇒飯田市は該当しない**
イ　職務や勤務実績に応じた給与配分
(ｱ)管理職員特別勤務手当　緊急の必要により平日深夜に勤務した場合6000円を上限に支給
(ｲ)広域異動手当**⇒飯田市は該当しない**
(ｳ)単身赴任手当**⇒飯田市に該当するが対象者はなし**
(ｴ)本府省業務調整手当**⇒飯田市は該当しない**
ウ　実施時期等
・俸給表はH27.4.1に切替え
・激変緩和のための経過措置（３年間の現給保障）
・見直し初年度の改正原資を得るためH27.1.1の昇給を１号俸抑制

2　改正する条例

(1) 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）

(2) 飯田市特別職の職員等で常勤の者の給与に関する条例（昭和37年飯田市条例８号）

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和37年飯田市条例９号）

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第５号）

(5) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号）

(6) 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて（平成18年飯田市条例第6号）

3　改正内容

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

ア　給料表の改正

全ての給料表の給料月額を改定する。

イ　諸手当の改定

(ｱ) 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を改定する。

(ｲ) 勤勉手当について、12月期の支給割合を82.5/100（特定管理職員にあっては102.5/100）に引き上げる。また再任用職員の勤勉手当について12月期の支給割合を37.5/100（特定管理職員にあっては45/100）に引き上げる。

(2) 飯田市特別職の職員等で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

市長等の期末手当について12月期の支給割合を170/100に引き上げる。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

議員等の期末手当について12月期の支給割合を170/100に引き上げる。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア　給料表の改正

特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を改定する。

イ　期末手当の改定

12月期の支給割合を170/100に引き上げる。

(5) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア　給料表の改正

給料表の全給料月額を改定する。

イ　期末手当の改定

12月期の支給割合を170/100に引き上げる。

(6) 附則

ア　この条例は公布の日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

イ　その他この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定める。